

（仮称）藤沢市子ども計画目次（案）

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨
 - こども基本法等の関連する法律、こども大綱等について記載
2. 計画の位置づけ
 - 計画の根拠法、本計画と関連する計画を掲載
3. 計画の期間
 - 令和7年度から令和11年度までの5年間
4. 計画の対象
 - 計画の対象について掲載

第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況

1. 実態把握の方法
 - アンケート調査、ヒアリング調査、社会資源調査等の実施概要を記載
2. 子ども・若者、子育て家庭に関する概況
 - 関連する統計データ、調査で把握した現状を記載
3. 子ども・子育てに関する本市の取組状況
 - 第2期子ども・子育て支援事業計画及び子ども共育計画の評価と課題
4. 現状と課題のまとめ

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のめざす基本的な方向性
 - 目指す将来像（計画のサブタイトル）とそれらの説明を記載
2. 計画の基本的な方針
 - 計画を取組むにあたり共通する基本的な方針とそれらの説明を記載
 - こども大綱の6つの柱（国ガイドライン P6）を元に検討
3. 計画の体系
 - 計画の体系図を掲載

第4章 施策の展開

- 基本目標、施策目標、個別施策・重点事業を掲載
- 国のこども大綱の体系に沿った施策体系を検討

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 教育・保育提供区域の設定、量の見込みと確保方策等の基本指針¹上の必須記載事項、任意記載事項を掲載

¹ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制
 - 計画の推進体制と、進捗管理について記載
2. 計画の実施状況の点検・評価
 - 計画期間中の点検・評価の方法を記載
3. 計画の指標
 - 計画で進捗を把握する指標を掲載

第1章 計画策定にあたって（骨子案）

1. 計画策定の背景及び趣旨

（1）計画策定の背景

- こども基本法（令和5年4月1日施行、令和4年法律第77号）
- こども大綱（令和5年12月閣議決定）
少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱が一元化される
- こども実行計画（令和6年6月決定）
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年4月1日施行、令和4年法律第66号）

（2）計画策定の趣旨

- 2023年（令和5年）4月1日に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとしてされた。
- 同条第5項において、市町村こども計画は、「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画」「その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができることとされた。
- このことを受け、2025年度（令和7年度）からの計画について、本市では、現行の「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども共育計画」を引継ぎ、子ども分野を一体的に網羅する計画として「(仮称) 藤沢市こども計画」を策定する。

2. 計画の位置づけ

（1）根拠法等

- 「(仮称) 藤沢市こども計画」の法的根拠は下表のとおり。

市町村計画の名称	根拠法令	策定指針（大綱含む）
市町村こども計画	こども基本法第10条	こども大綱
市町村における子供の貧困対策に関する計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
—	—	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条、第62条	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条、第9条	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
母子保健を含む成育医療等に関する計画 ※母子保健計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 ※産後ケア等を追加予定

【要確認】自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第 12 条	母子家庭等及び寡婦の生活の安定 と向上のための措置に関する基本 的な方針
【要確認】新子育て安心プラン 実施計画	—	新子育て安心プラン

(2) 主な関連計画

「(仮称) 藤沢市こども計画」と関連する主な計画等は下表のとおり。

区分	分野名称	計画名称
福祉分野の計画	地域福祉	藤沢市地域福祉計画、藤沢市地域福祉活動計画
	子ども	藤沢市保育所整備計画、 藤沢市子どもの居場所づくり推進計画
	高齢者	藤沢市高齢者保健福祉計画、藤沢市介護保険事業計画、 藤沢市認知症施策推進計画
	障がい者	ふじさわ障がい者計画、ふじさわ障がい福祉計画、 ふじさわ障がい児福祉計画
関連分野の計画	保健・医療	藤沢市食育推進計画、藤沢市健康増進計画、 ふじさわ自殺対策計画
	教育	藤沢市教育振興基本計画、 藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画、 藤沢市子ども読書活動推進計画、 藤沢市スポーツ推進計画、藤沢市文化芸術振興計画
	市民自治	藤沢市市民活動推進計画
	都市計画	藤沢市公共施設再整備基本方針、公共施設再整備プラン 藤沢市都市マスタープラン 藤沢市住宅マスタープラン
	人権・男女共同参画	藤沢市人権施策推進指針、ふじさわ男女共同参画プラン、 藤沢市多文化共生のまちづくり指針

※子ども大綱・県計画・藤沢市市政運営の総合指針、藤沢市 SDG s 共創指針

3. 計画の期間

- 2025 年度（令和 7 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 5 年間

4. 計画の対象

- （現行計画）

親の妊娠・出産期から子ども²・若者の社会的自立に至るまでの、全ての子ども、若者、子育て家庭を対象

² 子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

【計画の対象 その他案】

親の妊娠・出産期から、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの心身の発達過程にある、全てのこども・若者、子育て家庭を対象

親の妊娠・出産期から、こどもが若者となり、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるようになるまでの心身の発達過程にある、全てのこども・若者、子育て家庭を対象